

令和 5 年 6 月 1 日 招集

唐津市議会定例会提出議案



## 議 案 目 次

議案第 69 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算	(別冊)
議案第 70 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算	(別冊)
議案第 71 号	令和 5 年度唐津市観光施設特別会計補正予算	(別冊)
議案第 72 号	唐津市税条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第 73 号	唐津市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第 74 号	高規格救急自動車購入契約締結について	10
議案第 75 号	高度救命処置用資機材購入契約締結について	11
議案第 76 号	唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの指定管理者の指定について	12
議案第 77 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認について	13
議案第 78 号	唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	23
議案第 79 号	唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	24
議案第 80 号	唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	28
報告第 3 号	令和 4 年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について	30
報告第 4 号	令和 4 年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	32
報告第 5 号	令和 4 年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	39
報告第 6 号	令和 4 年度唐津市有線テレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	43
報告第 7 号	令和 4 年度唐津市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	45
報告第 8 号	令和 4 年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	47
報告第 9 号	令和 4 年度唐津市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について	50
報告第 10 号	令和 4 年度唐津市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	52

報告第 1 1 号	令和 4 年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について .....	5 4
報告第 1 2 号	令和 4 年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰 越計算書の報告について .....	5 7
報告第 1 3 号	令和 4 年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越 計算書の報告について .....	5 9

**議案第72号**

唐津市税条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。



附則第10条の2に次の1項を加える。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4項の規定（この条例による改正後の唐津市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同

条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次項並びに附則第4項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第5項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の唐津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき唐津市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

**議案第73号**

唐津市火災予防条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い  
に関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い改正  
するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市火災予防条例の一部を改正する条例

唐津市火災予防条例（平成17年条例第339号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除

く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第6309号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

## 別表第7 削除

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第16条及び第23条並びに別表第7の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の唐津市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の唐津市火災予防条例第23条第3項第2号の規定の適

用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。





## 議案第74号

高規格救急自動車購入契約締結について

高規格救急自動車購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- 1 契約の目的 高規格救急自動車（2台）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金36,410,000円
- 4 契約の相手方 佐賀県唐津市和多田天満町一丁目1番9号  
佐賀トヨタ自動車株式会社唐津店  
店長 小 野 仁

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。



## 議案第75号

高度救命処置用資機材購入契約締結について

高度救命処置用資機材購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- 1 契約の目的 高度救命処置用資機材（2セット）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金27,544,000円
- 4 契約の相手方 佐賀県佐賀市駅前中央二丁目8番5-1002号  
有限会社タックメディカル佐賀営業所  
代表取締役 千々和隆廣

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。



## 議案第76号

唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市国民宿舎虹の松原ホテル

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社VILLAGE INC

3 指定の期間

令和5年10月1日から令和9年3月31日まで

提案理由 唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。



## 議案第77号

令和5年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月14日

唐津市長 峰 達 郎

### 令和5年度 唐津市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度唐津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 歳入歳出予算の総額 73,552,721 千円に歳入歳出それぞれ 224,571 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,777,292 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,028,753	千円 224,571	千円 10,253,324
	2 国庫補助金	1,806,429	224,571	2,031,000
歳入合計		73,552,721	224,571	73,777,292



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		21,464,144	224,571	21,688,715
	2 児童福祉費	9,991,127	224,571	10,215,698
歳 出 合 計		73,552,721	224,571	73,777,292



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	10,028,753	224,571	10,253,324
歳入合計	73,552,721	224,571	73,777,292

総括

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	21,464,144	224,571	21,688,715
歳 出 合 計	73,552,721	224,571	73,777,292

補正額の財源内訳				
特 定		財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
224,571	0	0	0	0
224,571	0	0	0	0

総括

## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 541,270	千円 224,571	千円 765,841
計	1,806,429	224,571	2,031,000

節		金 額	説 明
区 分			
2 児童福祉費補助金	224,571	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金 217,850	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費交付金 6,721

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

#### 2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	1,693,390	224,571	1,917,961	224,571			
計	9,991,127	224,571	10,215,698	224,571			



節		金額	説明
区分	金額		
1 報酬	1,089	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費	217,850 6,721
3 職員手当等	1,800		
4 共済費	195		
8 旅費	18		
10 需用費	242		
11 役務費	847		
12 委託料	2,530		
18 負担金補助及び交付金	217,850		

3款 民生費



## 議案第 78 号

唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日

唐津市長 峰 達 郎

## 唐津市条例第 号

唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

唐津市職員特殊勤務手当支給条例（平成 17 年条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項及び第 7 項を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に改正前の唐津市職員特殊勤務手当支給条例附則第 6 項及び第 7 項の規定による特殊勤務手当に該当する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。



## 議案第79号

唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

唐津市長 峰 達 郎

## 唐津市条例第 号

唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第46条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を

「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げ

る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の唐津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において

同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の唐津市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



## 議案第 80 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

唐津市長 峰 達 郎

## 唐津市条例第 号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「285,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「535,000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 4 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の唐津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 報告第3号

令和4年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額 円	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額 円	残 額 円	翌 年 繰 越 額 円	左の財源内訳				
				予算計上額 円	前年度 繰越額 円	計 円				繰越金 円	特 定 財 源			その他 円
											国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
2	1 総務管理費	新整備事業 舎費	9,594,407,000	1,343,648,000	603,328,854	1,946,976,854	1,844,518,080	102,458,774	102,458,774	92,854	94,700,000	7,665,920		
		新唐津市民会館 (仮称)整備I期 事業費	946,529,000	436,870,000	178,963,943	615,833,943	510,825,424	105,008,519	105,008,519	5,308,519	99,700,000			
8	5 都市計画費	唐津城石垣 再築整備II期 (2工区)事業費	675,441,000	24,937,000	80,575,730	105,512,730	57,732,017	47,780,713	47,780,713	26,071,850	4,200,000	16,100,000	1,408,863	
10	5 保健体育費	西部学校給食 センター(仮称) 整備事業費	3,099,444,000	864,724,000		864,724,000	635,606,302	229,117,698	229,117,698			206,500,000	22,617,698	

## 報告第4号

令和4年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により次のとおり  
予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146  
条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
2	1 総務管理費	新庁舎整備事業費	5,132,000	5,132,000				5,132,000			
		情報化基盤光ケーブル推進事業補助金	627,000,000	627,000,000			281,000,000	346,000,000			
	6 地域振興費	地域総合整備資金貸付金	800,000,000	800,000,000			800,000,000				
3	1 社会福祉費	ひれふりランド高齢者交流センター解体事業費	102,415,000	90,482,000	90,482,000						
4	2 清掃費	唐津市清掃センター最終処分場適正化事業費	43,655,000	43,655,000				39,355,000		4,300,000	
6	1 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費	11,873,000	8,528,000			2,900,000	719,000		1,551,000	
		農業基盤整備促進事業費	155,000,000	87,552,000			44,609,000	32,800,000		10,143,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
6 農林水産業費	1 農業費	相知黒岩地区ほ場整備事業費	12,600,000	12,600,000			8,400,000	2,300,000	1,800,000	100,000	
		農村地域防災減災事業費	420,000,000	420,000,000			420,000,000				
		農業水路等長寿命化・防災減災費	38,550,000	38,549,000			23,060,000	12,900,000	997,000	1,592,000	
		浜玉地区農業用水再編概略設計	20,000,000	20,000,000			20,000,000				
	2 上場開発費	農業用排水(基幹水利)施設管理事業費	8,965,000	8,965,000			5,826,000			3,139,000	
	3 林業費	林道向野線開設事業費	11,500,000	11,500,000			7,000,000	4,500,000			
	4 水産業費	沿岸漁業振興特別対策事業費	4,345,000	4,345,000			1,289,000		3,056,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
6 農林水産業費	4 水産業費	湊浜漁港改修事業費	41,000,000	41,000,000		26,000,000	13,500,000		1,500,000		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持改良費	100,000,000	96,690,000					96,690,000		
		唐津駅旭が丘線道路改良費	21,581,000	21,581,000		11,781,000	9,800,000				
		東町和多田線道路改良費	8,388,000	8,388,000		4,488,000	3,900,000				
		千々賀石志線道路改良費	18,031,000	2,129,000		1,034,000	900,000		195,000		
		湊浜四号線道路改良費	25,114,000	8,077,000		3,982,000	3,600,000		495,000		
		和多田二夕子線道路改良費	28,825,000	28,825,000		14,025,000	14,800,000				



款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
8 土木費	2 道路橋りょう費	岩屋本山線道路改良費	8,088,000	8,088,000		4,488,000		3,600,000			
		天徳の丘公園2号線道路改良費	7,465,000	7,144,000		3,844,000		3,300,000			
		大野夕日線道路改良費	5,410,000	4,572,000		2,472,000		2,100,000			
		吹上線道路改良費	15,615,000	15,615,000		8,415,000		7,200,000			
		呼子町内線道路改良費	2,410,000	902,000		278,000		600,000		24,000	
8 土木費	3 河川費	排水路整備費	55,000,000	37,933,000				37,900,000		33,000	
		急傾斜地崩壊防止事業費	8,000,000	8,000,000			4,000,000	2,000,000	2,000,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
8	土木費	5 都市公園施設長寿命化事業費	44,100,000	44,100,000		22,000,000	22,100,000				
9	消防費	1 松浦河畔公園再整備事業費	9,930,000	9,929,000				9,929,000			
		1 消防ポンプ格納庫建設費	39,738,000	39,738,000			39,700,000			38,000	
		資機材搬送車更新費	13,148,000	13,148,000					13,148,000		
10	教育費	4 歴史遺産保存整備事業費	2,035,000	2,035,000	40,000	1,017,000	326,000		308,000	344,000	
11	災害復旧費	1 令和4年災害農地・農業用施設復旧費	174,757,000	103,455,000		61,311,000		2,400,000	837,000	38,907,000	
		令和4年災害農地・農業用施設復旧費(令和3年発生災)	174,042,000	117,389,000		100,272,000		600,000	814,000	15,703,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国庫支出金	県支出金	地方債			
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	令和4年災害土木施設復旧費	308,705,000	266,826,000		77,299,000		72,300,000		117,227,000	
		令和4年災害土木施設復旧費 (平成30年発生災)	179,250,000	179,250,000		78,263,000		39,100,000		61,887,000	
	3 衛生施設 災害復旧費	令和4年災害し尿処理施設 復旧費	4,070,000	2,849,000		1,017,000		1,000,000		832,000	
	4 文教施設 災害復旧費	令和4年災害公立学校施設 復旧費	12,177,000	7,777,000				7,100,000		677,000	
		令和4年災害社会教育施設 復旧費	5,192,000	5,192,000							5,192,000



## 報告第5号

令和4年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により  
次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）  
第150条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
6 農林水産業費	3 林業費	農林地(林地)崩壊防止 事業費	2,420,000		2,420,000		2,420,000		2,309,500	110,500	令和5年3月下旬完了予定 であったが、3月中旬に切土 法面からの湧水が確認され たことから、排水対策の検討 及び施工に不測の日数を要 し、年度内の事業完了が困 難となったため
8 土木費	3 河川費	災害関連地域域防災 がけ崩れ対策事業費	54,995,600	7,035,600	47,960,000		47,960,000		47,662,000	298,000	江頭地区では地権者協議や 調整に不測の日数を要した ため。また、上平野地区では 工事着手後に新たな湧水が 確認されたことから、この対 策に不測の日数を要し、工 期延長が必要となったため
9 消防費	1 消防費	水槽付消防ポンプ 自動車更新費	72,564,330	7,224,330	65,340,000		65,340,000		63,600,000	1,740,000	佐賀運輸支局での車両新規 登録の際に、装備品の安全 基準認証の確認に不測の日 数を要し、期限までに当該車 両の納入がなされなかったた め

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	令和3年災害農地・ 農業用施設復旧費	464,951,681	410,091,081	54,860,600		54,860,600	54,860,536	64		西ノ谷農地・道路災害復旧 工事では擁壁基礎の床掘完 了後に基礎地盤の必要地耐 力不足が判明し、地盤改良 等の工法検討に不測の日数 を要したため、また、牟田上 1号農地・水路災害復旧工 事では作付時期と着工時期 について、耕作者等との協 議に不測の日数を要したこと から、年度内の事業完了が 困難となったため
				101,853,778	21,237,700		21,237,700	20,272,000	965,700		林道佐賀北部線2号災害復 旧工事の2期工事について、 入札不調により工事着手が 遅れ、また工法の変更によ り不測の日数を要したこと から、年度内の事業完了が 困難となったため
	2 土木施設 災害復旧費	令和3年災害土木施設 復旧費	534,725,374	483,990,474	50,734,900		50,734,900	40,940,330	9,794,570		市道小崎砂子線では台風1 4号の影響により架空線の移 設に不測の日数を要したこと から、工事に遅れが生じ、年 度内の事業完了が困難と なったため。また、市道殿ノ 浦西海岸線では被災法面の 災害文化財復旧工事部分に 不測の日数を要し、年度内 の事業完了が困難となつた ため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
11 災害復旧費	4 文教施設 災害復旧費	令和3年災害文化財 復旧費	75,285,100	57,418,100	17,867,000		17,867,000	16,936,000	931,000		崩土除去を行う中で、崩土 下に特別史跡名護屋城跡に 付随する遺構の可能性があ る石畳が確認されたことから 文化財確認調査を実施する 必要が生じ、年度内の事業 完了が困難となったため
	5 その他公共施 設・公用施設 災害復旧費	令和4年災害防災施設 復旧費	7,150,000		7,150,000		7,150,000	7,150,000			強風、波高などによる荒天の 日が発生したことから、離島 チャーター船が計画通りの運 航できず、資機材や材料の 運搬に支障をきたしたため



## 報告第6号

令和4年度唐津市有線テレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市有線テレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		その他		
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 有線テレビジョン運営費	1 有線テレビジョン運営費	有線テレビジョン運営費	81,316,000	81,268,000	81,268,000					

## 報告第7号

令和4年度唐津市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定  
により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に要する 棚卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				国県補助金	企業債	当年度損益 勘定留保資金	
1	1	久里浄水場中央監視 装置長寿命化事業	円 200,046,000	円 100,507,000	円 100,507,000	円 100,507,000	円 100,507,000	円 100,507,000	円 80,400,000	円 20,107,000	円 20,107,000	円	
		資本的支出											

## 報告第8号

令和4年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の  
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に要するの繰越額を超過するの限度額	説明
						負担金	企業債	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	192,500,000		192,500,000		127,600,000	64,900,000			世界的な情勢による電子部品の供給不足に伴い、動力盤の製作工程が大幅に遅延し、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	15,873,000		15,873,000		9,500,000	6,373,000			入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	14,520,000		14,520,000			14,520,000			世界的な情勢による電子部品の供給不足に伴い、動力盤の製作工程が大幅に遅延し、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	4,697,000		4,697,000			4,697,000			世界的な情勢による電子部品の供給不足に伴い、流量計の製作工程が大幅に遅延し、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	53,914,300		53,914,300	35,942,568		17,971,732			関係機関の工事等の遅れによって、工程調整に不測の遅れが生じたことにより、着工時期に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1 建設改良費	8,173,000		8,173,000			8,173,000			交通誘導員の手配調整に不測の遅れが生じたことにより、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係るの繰越すの額を要する額を超過する額	明
						負担金	企業債	当年度損益勘定留保資金			
1	1	和多田天満町地区他 老朽管改良(4-2)工事	38,127,100		38,127,100		24,900,000	13,227,100			和多田天満町地区他の老朽管更新に 関連した配水管改良工事の入札不調 により、年度内の事業完了が困難と なったもの
1	1	唐房地区老朽 管改良(4-1)工 事	24,247,300		24,247,300		15,600,000	8,647,300			唐房地区の老朽管更新に 関連した配水管改良工事の入札不調に より、年度内の事業完了が困難と なったもの
1	1	海岸通地区老朽 管改良(4-1)工 事	40,339,200		40,339,200		25,500,000	14,839,200			海岸通地区の老朽管更新に 関連した配水管改良工事の入札不調 により、年度内の事業完了が困難と なったもの





## 報告第9号

令和4年度唐津市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の  
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額を要する額を棚卸購入額	説明
						負担金	企業債	当年度損益剰余金			
1	資本的支出建設改良	工業用水計装設備等更新工事	11,517,000		11,517,000			11,517,000			世界的な情勢による電子部品の供給不足に伴い、流量計の製作工程が大幅に遅延し、年度内の事業完了が困難となったもの

## 報告第10号

令和4年度唐津市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定  
により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に要する 棚卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				国県補助金	企業債	当年度損益 勘定留保資金	
1	1	唐津市浄水センター 目除塵機改築事業	円 145,000,000	円 30,490,000	円 30,490,000	円 30,490,000	円 30,490,000	円 30,490,000	円 15,245,000	円 15,200,000	円 45,000	円	
資本的支出													

## 報告第 1 1 号

令和 4 年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により次の  
とおり予算繰越しをしたので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額の 額を要する限度 額を仰る購入額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出建設改良	木汚水幹線 築造(4-1)工事	118,727,010		118,727,010	56,364,000	62,300,000		63,010			着工前に試掘した結果、立坑設置予定箇所に水道管が露出し、移設に時間を要するため年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出建設改良	木汚水幹線築造に伴う配水管移設(4-2)工事	16,676,000		16,676,000	8,338,000	8,300,000		38,000			詳細設計、道路管理者等との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出建設改良	木汚水幹線及び枝線 布設(4-4)工事	41,424,900		41,424,900	7,114,000	34,300,000		10,900			地下埋設物が輻輳しており、試掘調査及び施工計画変更等に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出建設改良	県事業に伴う大成処理区 下水道施設移設 (4-1)工事	68,521,900		68,521,900			38,533,170	29,988,730			入札不調により期間を要し、また、関係機関等の工事等の遅れによって工程調整に不測の日数を要したことで着工期に遅れが生じたため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出建設改良	加部島地区第4MP場 No.2ポンプ取替工事	3,960,000		3,960,000		3,900,000		60,000			新型コロナウイルス等の影響で部品供給が追いつかず、ポンプの納品に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出建設改良	唐津市浄水センター スクリーンプレス脱水機 整備工事	80,774,100		80,774,100		80,700,000		74,100			新型コロナウイルス等の影響で部品供給が追いつかず、仮設脱水機用ポンプの納品に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る要する額を棚購入の限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	改良建設費	小川島浄水センターNo.1ばっ気攪拌装置更新工事	4,136,000	4,136,000		4,100,000		36,000		当初取替を予定していたが、なかり穴が開いており、取替を行うこととしたが、追加部品の製作に時間を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1	資本的支出	1	改良建設費	向島地区漁業集落化排水施設設置事業	12,333,000	12,333,000	1,800,000	10,500,000		33,000		基本設計において処理方法の検討等に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったもの





## 報告第12号

令和4年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に 係る繰越額を要する 棚卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				建設改良積立金	当年度損益 勘定留保資金	
1	資本的支出	排水機場排水設備 工事	572,000,000	231,000,000		231,000,000		231,000,000	231,000,000			
										231,000,000		

## 報告第13号

令和4年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告  
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により次の  
とおり予算繰越しをしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						建設改良積立金	当年度損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	水上標識の配置、構造などの決定に日数を要するとともに、競走水面の水抜き期間中（令和5年5月中旬）に現地確認を実施しなければ工事費の算定が困難となったため繰越すもの
		唐津市モーターボート競走事業工事	5,799,200		5,799,200	5,799,200				

